

## 審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	大津市浜大津公共広場の使用料の減免		
根拠法令名	大津市浜大津公共広場条例(平成 9 年条例第 43 号)	(条項)	第 9 条
基準法令名	大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則 (平成 10 年大津市規則第 16 号)	(条項)	第 5 条
所 管 部 署	都市計画部 都市魅力創造課		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 <span style="float: right;">                        </span>】</p> <p>          ・掲載図書等【 <span style="float: right;">                        </span>】</p> <p>          ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部掲載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</p> <p>[広場の行為の減免基準]</p> <p>広場使用料の減免は、大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則第 5 条の規定によるもの並びに次の各号に掲げる場合とする。なお、次の各号に掲げる場合の減免する金額は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき 全額</p> <p>(2) 公用又は公益上の目的のために行為をするとき 全額</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるとき その都度市長が定める</p>			

## 参 考

### 【根拠法令】

大津市浜大津公共広場条例

第9条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

### 【基準法令】

大津市浜大津公共広場の管理運営に関する規則

第5条 条例第9条の規定により使用料を減免する場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市又は本市の執行機関の主催又は共催に係る行為をするとき。
- (2) 公益上の目的のための行為をするとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。